

官報

号外

平成二十一年五月十二日

○第百七十一回 衆議院會議録 第三十号

平成二十一年五月十二日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十一年五月十二日

午後一時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

第四 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長岩屋毅君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨今の情報通信技術の一層の進展などの時代の変化に対応し、インターネット等を活用した著作物等の流通の促進などを図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図る観点から、インターネット情報の検索サービスの実施のための複製等について、権利者の許諾なく行えるよう

にすることを講ずること、

また、この第三十条の改正については、違法なものとなりながら行った場合に限り、罰則を科さないこととする、

第三に、障害者の情報利用の機会の確保を図る観点から、

障害者のために権利者の許諾を得ずに著作物等を利用できる範囲を抜本的に見直し、障害の種類を限定しないこととする、

図書の作成、映画や放送番組の字幕付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とし、あわせて障害者福祉を目的とする施設以外でもそれらの作成を可能とするなどの措置を講ずること

などあります。

本案は、四月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。去る五月八日質疑を行い、質疑終了の後、採決の結果、本案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第二、クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長河野太郎君。

平成二十一年五月十二日 衆議院會議録第三十号 著作権法の一部を改正する法律案 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件外二件

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(河野太郎君登壇)

○河野太郎君 外務委員長の河野太郎でございます。

ただいま議題となりました三本の条約につきまして、外務委員会の審査の経過並びにその結果を御報告申し上げますが、先輩方の強い御希望もございますので、本日は、衆議院規則第三百三十三条を生かして、御報告を申し上げます。

この三本の条約は、去る四月二十三日外務委員会に付託され、二十四日中曽根外務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。五月八日質疑の上、全会一致で承認すべきものと決しました。

まず、クラスター弾に関する条約は、

第一に、締約国は、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲などを行わないこと、

第二に、締約国は、保有するすべてのクラスター弾を条約発効後八年以内に廃棄すること、

第三に、締約国は、非締約国に対しこの条約に加入するように奨励すること、

これが主な内容でございます。

第二に、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の主な内容は、

いずれの国も、自国及びその財産に関し、ほかの国の裁判所の裁判権からの免除を享有すること、

第二に、商業的取引から生じた裁判手続、雇用契約に関する裁判手続等、本条約に定める裁判手続については免除が認められないこと、

第三に、いずれの国の財産に対するいかなる強制的な措置も、その国が明示的に同意した場合を除き、他の国の裁判所における裁判手続に関してとられてはならないこと、

これが主な内容でございます。

第三の条約の、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約につきましては、

第一に、いずれの国も、国の機関等による強制失踪の対象とされないこと、

第二に、締約国は、強制失踪を刑法上の犯罪とし、強制失踪の実行者を初めその関与者を訴追し処罰すること、

第三に、この条約の履行監視機関として、強制失踪に関する委員会を設置すること、

これが主な内容でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席国務大臣

外務大臣 中曽根弘文君
文部科学大臣 塩谷 立君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

河井 克行君	若宮 健嗣君
長勢 甚遠君	高木 毅君
石関 貴史君	北神 圭朗君
高木 毅君	長勢 甚遠君
若宮 健嗣君	河井 克行君
北神 圭朗君	石関 貴史君

外務委員

辞任

補欠

小野 次郎君	安井潤一郎君
篠田 陽介君	橋本 岳君
西村 康稔君	関 芳弘君
笠井 亮君	赤嶺 政賢君
安井潤一郎君	盛山 正仁君
関 芳弘君	西村 康稔君
橋本 岳君	篠田 陽介君
盛山 正仁君	小野 次郎君
赤嶺 政賢君	笠井 亮君

財務金融委員

辞任

補欠

山本 有二君	西本 勝子君
古本伸一郎君	三日月大造君
西本 勝子君	山本 有二君
三日月大造君	古本伸一郎君

文部科学委員

辞任

補欠

井澤 京子君	永岡 桂子君
加藤 紘一君	土井 真樹君
鍵田忠兵衛君	蘭浦健太郎君
山本ともひろ君	長島 忠美君
藤村 修君	川内 博史君
笠 浩史君	松野 頼久君
富田 茂之君	古屋 範子君
川内 博史君	藤村 修君
松野 頼久君	笠 浩史君
古屋 範子君	鍵田忠兵衛君
藤村 修君	加藤 紘一君
笠 浩史君	井澤 京子君
鍵田忠兵衛君	山本ともひろ君
加藤 紘一君	富田 茂之君

経済産業委員

辞任

補欠

新藤 義孝君	赤池 誠章君
牧原 秀樹君	亀井善太郎君
太田 和美君	柚木 道義君
赤池 誠章君	新藤 義孝君
亀井善太郎君	牧原 秀樹君
柚木 道義君	太田 和美君

国土交通委員

辞任

補欠

佐田玄一郎君	平田 耕一君
--------	--------

亀井 静香君	糸川 正晃君
平田 耕一君	佐田玄一郎君
糸川 正晃君	亀井 静香君
予算委員	
辞任	補欠
齊藤斗志二君	関 芳弘君
園田 博之君	土井 真樹君
仲村 正治君	橋本 岳君
吉田六左エ門君	西本 勝子君
渡辺 博道君	今井 宏君
大島 敦君	菊田真紀子君
逢坂 誠二君	大串 博志君
前原 誠司君	鈴木 克昌君
渡部 恒三君	松本 謙公君
糸川 正晃君	亀井 久興君
土井 真樹君	広津 素子君
鈴木 克昌君	市村浩一郎君
市村浩一郎君	田村 謙治君
今井 宏君	渡辺 博道君
関 芳弘君	齊藤斗志二君
西本 勝子君	吉田六左エ門君
橋本 岳君	仲村 正治君
大串 博志君	園田 博之君
鈴木 克昌君	逢坂 誠二君
松本 謙公君	大島 敦君
亀井 久興君	前原 誠司君
広津 素子君	渡部 恒三君
市村浩一郎君	糸川 正晃君
田村 謙治君	
渡辺 博道君	
齊藤斗志二君	
吉田六左エ門君	
仲村 正治君	
園田 博之君	
逢坂 誠二君	
大島 敦君	
前原 誠司君	
渡部 恒三君	
糸川 正晃君	
議院運営委員	
辞任	補欠
井脇ノブ子君	川条 志嘉君
亀岡 偉民君	松本 文明君
伊藤 渉君	高木美智代君

保坂 展人君	菅野 哲雄君
川条 志嘉君	井脇ノブ子君
松本 文明君	亀岡 偉民君
高木美智代君	伊藤 渉君
菅野 哲雄君	保坂 展人君
一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
予算委員	
辞任	補欠
白井日出男君	清水清一郎君
大野 功統君	土屋 正忠君
岸田 文雄君	林 潤君
菅原 一秀君	安井潤一郎君
杉浦 正健君	赤池 誠章君
中馬 弘毅君	山内 康一君
葉梨 康弘君	山中 燦子君
深谷 隆司君	山本ともひろ君
大島 敦君	高山 智司君
馬淵 澄夫君	長妻 昭君
前原 誠司君	園田 康博君
江田 康幸君	古屋 範子君
笠井 亮君	高橋千鶴子君
阿部 知子君	保坂 展人君
赤池 誠章君	福岡 資麿君
清水清一郎君	矢野 隆司君
山内 康一君	松本 洋平君
園田 康博君	篠原 孝君
福岡 資麿君	宮下 一郎君
矢野 隆司君	小野 次郎君
宮下 一郎君	永岡 桂子君
小野 次郎君	白井日出男君
永岡 桂子君	大野 功統君
白井日出男君	杉浦 正健君
大野 功統君	岸田 文雄君
杉浦 正健君	
岸田 文雄君	

松本 洋平君	中馬 弘毅君
安井潤一郎君	菅原 一秀君
山中 燦子君	葉梨 康弘君
山本ともひろ君	深谷 隆司君
篠原 孝君	前原 誠司君
高山 智司君	大島 敦君
長妻 昭君	馬淵 澄夫君
古屋 範子君	江田 康幸君
高橋千鶴子君	笠井 亮君
保坂 展人君	阿部 知子君
一、去る八日、内閣委員中森ふくよ君は退職された。	
(常任委員退職)	
一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	
(議案付託)	
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参議院提出、参法第二号)	
財務金融委員会 付託	
(議案送付)	
一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。	
一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
農地法等の一部を改正する法律案	
都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	
(議案撤回通知書受領)	
一、去る八日、参議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。	
法人税法の一部を改正する法律案(第百七十回国会、尾立源幸君外七名提出参議院継続審査)	

租税特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十回国会、尾立源幸君外七名提出参議院継続審査)	
(質問書提出)	
一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
外務省におけるワインの購入等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)	
農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
要介護認定見直しに係わる経過措置に関する質問主意書(山井和則君提出)	
新型インフルエンザの検疫に関する質問主意書(山井和則君提出)	
社会保険庁が公表した年金記録改ざん件数の正否に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	
在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	
省庁の地方出先機関の新築工事等に関する質問主意書(長妻昭君提出)	
震度六強の地震で倒壊の恐れのある病院に関する質問主意書(長妻昭君提出)	

著作権法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 補償金」を「第九節 補償金等」に改める。

第二条第一項第九号の五イ中「この号」の下に「及び第四十七条の五第一項第一号」を加える。

第二十六条の二第二項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
第三十条第一項に次の一号を加える。

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合
第三十一条中「図書、記録その他の資料を」を「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を」に、「もの(以下この条を「もの(以下この項」に改め、同条第一号中「個個」を「個々」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方

式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合に、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

第三十三条第一項中「次条において」を「以下」に改め、同条第四項中「第一項の」を削る。

第三十三条の二第四項中「(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。)」を削る。

第三十七条の見出し中「点字による」を「視覚障害者等のための」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等が当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にするこ

その許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。
第三十七条の二を次のように改める。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声の文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)
第三十八条第五項中「定めるもの」の下に「及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るもの)に限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。」を加える。
第四十三条第二号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第三十七条」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「(翻案(要約に限る。))」を「(翻訳又は翻案)」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
三 第三十三条の二第二項 変形又は翻案
四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
第四十七条の四本文中「第三十一条第一号、第三十二条」を「第三十一条第一項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。」、第三十二条に、「第三十七条第一項若しくは第二項」を「第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。)」に、「第四十一条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条」を「第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十六条から第四十七条の二まで」に、「(第三十一条第一号)を「第三十一条第一項」に改め、同条ただし書中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項」に、「第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二」を「第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二」に改め、同条を第四十七条の九とし、第四十七条の三を第四十七条の四とし、同条の次に次の四条を加える。

$\angle$

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができ。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。）以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するのためのもの

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供することと当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができ。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第一項(第一号に係る部分に限る。)又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者 これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められ

るとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。

二 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

（送信可能化された情報の送信元識別符号の検査等のための複製等）

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、

の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体へ

の記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当

該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係

るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行わ

れた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能

化を含む。)を行つてはならない。

(情報解析のための複製等)

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他

の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)
第四十七条の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる

著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報

処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができ。

第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)

第四十七條の二 美術の著作物又は写真の著作物

の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲

渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）当該複製によ

り作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

第四十八條第一項第二号中「又は第四十條第一項若しくは第二項を」を「第四十條第一項若しくは第二項又は第四十七條の二に改める。

第四十九條第一項第一号中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、「第三十七條第三項の下に」第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）を加え、「又は第四十四條第一項若しくは第二項を」第四十四條第一項若しくは第二項、第四十七條の二又は第四十七條の六に改め、「の複製物」の下に「（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を加え、同項第三号中「第四十七條の二第一項」を「第四十七條の三第一項」に、「第四十七條の三第一項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同項第四号中「第四十七條の二第二項又は第四十七條の三第三項」を「第四十七條の三第二項、第四十七條の四第三項又は第四十七條の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 第四十七條の五第一項若しくは第二項又は第四十七條の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物を利用した者

六 第四十七條の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第五号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物の自

動公衆送信（送信可能化を含む。）を行った者
七 第四十七條の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為をしないで使用して、当該著作物を利用した者

第四十九條第二項第一号中「第三十一條第一号、第三十五條」を「第三十一條第一項第一号、第三十三條の二第一項、第三十五條第一項」に改め、「第三十七條第三項」の下に「第三十七條の二本文」を加え、「同条第一号若しくは第二号」を「同条各号」に改め、同項第二号中「第四十七條の二第一項」を「第四十七條の三第一項」に改め、同項第三号中「第四十七條の二第二項」を「第四十七條の三第二項」に改め、同項に次の三号を加える。

四 第四十七條の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者
五 第四十七條の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行った者

六 第四十七條の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

第六十七條第一項中「できないとき」を「できない場合として政令で定める場合」に改め、同条第三項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

第六十七條の次に次の一条を加える。
（裁定申請中の著作物の利用）

第六十七條の二 前条第一項の裁定（以下この条において単に「裁定」という。）の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間）（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間）、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者（以下申請中利用者という。）が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該補償金の額）については、当該補償金を供託したものとする。

担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該補償金の額）については、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき（当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つた場合を除く。）は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額（当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該補償金の額）については、当該補償金を供託したものとする。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

第七十條第二項中「第七十八條第五項」を「第七十八條第六項」に改め、同条第五項中「するとき」の下に「第七項の規定により裁定をしない処分を

する場合を除く。」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があったときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

第二章第九節の節名を次のように改める。

第九節 補償金等

第七十一条中「第六十七条第一項」の下に、「第六十七条の二第四項」を加える。
第七十二条第一項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定の下に」第六十七條の二第四項に係る場合にあつては、第六十七條第一項の裁定をしない処分」を加える。
第七十三条中「規定による裁定」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定の下に」又は「裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。
第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を、「第六十七條の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による担保金の」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。
第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは信託による変更」を加える。

第七十八條第一項中「記載して」を「記載し、又は記録して」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「交付又は」を「交付」に改め、「閲覧」の下に「又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。）をもつて調製することができる。

第八十六條第一項中「第三十條第一項」の下に「（第三号を除く。次項において同じ。）」を加え、「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、「第三十七條第一項」の下に「及び第三項、第三十七條の二」を加え、「第四十六條並びに第四十七條」を「並びに第四十六條から第四十七條の二まで」に、「及び第四十二條第一項」を「第四十二條第一項及び第四十七條の二」に改め、同条第二項中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に、「第四十一條、第四十二條又は第四十三條の二」を「第三十七條第三項、第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一條から第四十二條の二まで又は第四十七條の二」に改める。
第八十八條第二項中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。
第九十五條第十二項中「第七項」を「第八項」に改める。
第九十五條の二第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第三十條において準用する第六十七條第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物
三 第三十三條において準用する第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

第九十七條の二第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第三十三條において準用する第六十七條第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物
三 第三十三條において準用する第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

第九十七條の二（第一号を除く。次項において同じ。）を加え、「第四十七條の三」を「第四十七條の四から第四十七條の八まで」に、「第四十七條の四」を「第四十七條の九」に、「第四十四條第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項中「第三十七條第三項又は」を「第三十七條第三項、第三十七條の二若しくは」に改め、「規定の下に」又は「次項若しくは第四項の規定を加え、同条第七項第一号中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、「第三十七條第三項」の下に、「第三十七條の二第二号」を加え、「又は第四十四條第一項若しくは第二項」を「第四十四條第一項若しくは第二項又は第四十七條の六」に改め、同項第三号中「第四十七條の三第一項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同項第四号中「第四十七條の三第三項」を「第四十七條の四第三項又は第四十七條の五第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項に次の四号を加える。
五 第一項において準用する第四十七條の五第一項若しくは第二項又は第四十七條の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者
六 第一項において準用する第四十七條の六た

だし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等の送信可能化を行つた者
七 第一項において準用する第四十七條の八の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を、当該実演等の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該実演等を利用した者
八 第三十三條の二第一項又は第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者
第九十二條第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 第三十三條の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。
4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七條第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又

は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

第二百二条の二中「同条第五項及び第六項を」同条第七項及び第八項に改める。

第二百三条中「設定されている場合について」の下に「第六十七條、第六十七條の二(第一項ただし書を除く)、第七十條(第三項及び第四項を除く)、第七十一條から第七十三條まで並びに第七十四條第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、「第百条の四」との下に「第七十條第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七條第一項」とを加える。

第百四条中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第百十三條第一項第二号中「若しくは頒布を」頒布に改め、「所持し」の下に「若しくは頒布する旨の申出をし」を加え、同条第二項中「第四十七條の二第一項」を「第四十七條の三第一項」に改める。

第二百一十一條の二中「又はその」を「その」に、「所持した」を「所持し」、又はその複製物を頒布する旨の申出をしたに、「又は所持」を「所持又は申出」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十條第二項、第七十八條、第八十八條第二項及び第百四条の改正規定並びに附則第六條の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。

(視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の著作権法(以下「旧法」という。)第三十七條第三項(旧法第百二條第一項において準用する

第三項(旧法第百二條第一項において作成された録音物を含む。))の規定の適用を受けて作成された

録音物(この法律による改正後の著作権法以下「新法」という。)第三十七條第三項(新法第百二

條第一項において準用する場合を含む。))の規定により複製し、又は自動公衆送信(送信可能化

を含む。)を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを除く。))

の使用については、新法第三十七條第三項及び第四十七條の九(これらの規定を新法第百二條

第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(裁定による著作物の利用等についての経過措置)

第三条 新法第六十七條及び第六十七條の二(これらの規定を新法第百三条において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行の日以後

に新法第六十七條第一項(新法第百三条において準用する場合を含む。))の裁定の申請をした者

について適用し、この法律の施行の前日旧法第六十七條第一項の裁定の申請をした者につ

ては、なお従前の例による。

(商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置)

第四条 新法第百二十一條の二の規定は、著作権

法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)附則第五項又は著作権法及び万国著作権

条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二

号)附則第六項の規定によりその頒布又は頒布

の目的をもつてする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布

する旨の申出をする行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正)

第六条 プログラムの著作物に係る登録の特例に

関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「プログラム登録の」を「プログラム

の著作物に係る著作権法第七十五條第一項、第七十六條第一項、第七十六條の二第一項又は

第七十七條の登録(以下「プログラム登録」という。))に改める。

第五条第一項中「第二項又は」を削り、「第七十八條第三項」を「第七十八條第四項」に改

め、同条第四項中「第二項第二項」を削り、「第七十八條第一項から第三項まで」を「第七十八條

第一項、第三項及び第四項に、「同法第七十八條第二項」を「同条第三項」に、「行なつた」を「行

つた」に改める。

第九條中「第七十八條第二項」を「第七十八條第三項」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「第二條第三項若しくは」を削り、「第七十八條第四項」を「第七十八條第五項」に改める。

理 由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、送信可能化された情報の検索のための複製、電子計算機による著作物等の利用、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する自動公衆送信をその事実を知りながら受信して行う私的使用を目的とする録音又は録画について著作権者等の許諾を要することとし、あわせて著作権等を侵害する行為により作成された物の頒布の申出を情を知つて行う行為を著作権等の侵害行為とみなすこととする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、送信可能化された情報の検索のための複製、電子計算機による著作物等の利用、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する自動公衆送信をその事実を知りながら受信して行う私的使用を目的とする録音又は録画について著作権者等の許諾を要することとし、併せて著作権等を侵害する行為により作成された物の頒布の申出を

情を知つて行う行為を著作権等の侵害行為とみなすこととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 権利制限規定の改正

(一) 私的使用の目的で行う複製のうち、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行うものは、複製権が及ぶこととする。

(二) 国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷又は汚損を避けるため、原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を、必要と認められる限度において作成することができるとすること。

(三) 障害者のための著作物利用の円滑化

(1) 視覚障害者等(視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者をいう。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、視覚によりその表現が認識される方式により公衆への提供等がされている著作物について、専ら視覚障害者等の用に供するために必要と認められる限度において、文字を音声にするのとその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信することができることとする。

(2) 聴覚障害者等(聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者をいう。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、聴覚によりその表現が認識される方式により公衆への提供等が

されている著作物について、専ら聴覚障害者等の用に供するために必要と認められる限度において、音声の文字にするのとその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、当該著作物の音声の複製若しくは自動公衆送信をし、又は専ら聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するために、その音声の複製と併せて複製することができるとすること。

(3) 著作権者又はその許諾を受けた者等により、著作物について、障害者が利用するために必要な方式による公衆への提供等がされている場合は、これらの規定を適用しないこと。

四 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡等の権原を有する者は、著作権者の譲渡権又は貸与権を害することなくその原作品又は複製物を譲渡しようとするときは、譲渡等の申出の用に供するため、これらの著作物の複製又は公衆送信を行うことができることとする。

(五) インターネットに関する著作物利用及び電子計算機を用いた著作物利用の円滑化

(1) 自動公衆送信装置を他人の送信の用に供することを業として行う者は、自動公衆送信装置の故障等による送信の障害を防止すること若しくはその記録媒体に記録された複製物が滅失若しくは毀損をした場合の復旧の用に供すること又は自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うこと等の目的上必要と認められる限度において、送信可能化等がされる著

作物を記録媒体に記録することができるとすること。

(2) 送信可能化された情報に係る送信元識別符号を公衆からの求めに応じて検索し、及びその結果を提供することを業として行う者は、必要と認められる限度において、送信可能化された著作物を記録媒体に記録し、及びその記録を用いて、送信元識別符号と併せて自動公衆送信することができるとすること。

(3) 著作物は、電子計算機による情報解析を行うために、必要と認められる限度において、記録媒体に記録することができるとすること。

(4) 著作物は、電子計算機において著作物を利用する場合には、電子計算機による情報処理の過程において、その情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、電子計算機の記録媒体に記録することができるとすること。

(六) (三)から(五)までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物をこれらの規定の目的以外の目的で利用した場合の取扱いその他所要の規定の整備を行うこと。

2 著作権者等不明の場合における著作物等の利用の円滑化

(一) 第六十七条の裁定制度(著作権者不明その他の理由により、相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用することができる制度をいう。)の申請をした者は、文化庁長

官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間、裁定の申請に係る利用方法により、著作物を利用することができることとする。

(二) (一)により著作物を利用した者が裁定又は裁定をしない処分を受けたときにおいて著作権者が担保金から弁済を受けるべき補償金等に関し、額の決定、手続等の規定を設けること。

(三) 著作隣接権(実演、レコード、放送又は有線放送の利用に関する権利をいう。)についても、第六十七条の裁定制度及び(一)に掲げる制度の対象とすること。

3 権利侵害品等の頒布の申出行為についての規制

著作権等を侵害する行為によって作成された物等について、情を知って、頒布する旨の申出をする行為を著作権等を侵害する行為とみなす等の措置を講ずること。

4 その他

(一) 著作権登録原簿、出版権登録原簿及び著作隣接権登録原簿について、その全部又は一部を磁気ディスクで調製できることとする。

(二) その他関係規定について所要の整備を行うこと。

5 附則関係

(一) この法律は、平成二十二年一月一日から施行すること。ただし、4の(一)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 所要の経過措置について規定すること。
議案の可決理由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十一年五月八日

文部科学委員長 岩屋 毅

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音又は録画することを私的使用目的でも権利侵害とする第三十条第一項第三号の運用に当たっては、違法なインターネット配信等による音楽・映像と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないよう留意すること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二 インターネット配信等による音楽・映像については、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を踏まえ、適正な価格形成

に反映させるよう努めること。

三 障害者のための著作物利用の円滑化に当たっては、教科用拡大図書や授業で使われる副教材の拡大写本等の作成を行うボランティア活動がこれまで果たしてきた役割にかんがみ、その活動が支障なく一層促進されるよう努めること。

四 著作権者不明等の場合の裁定制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

五 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作権の保護を適切に行うため、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、私的録音録画補償金制度及び著作権保護期間の見直しなど、著作権に係る重要課題については、国際的動向や関係団体等の意見も十分に考慮し、早期に適切な結論を得ること。

六 国立国会図書館において電子化された資料については、図書館の果たす役割にかんがみ、その有効な活用を図ること。

七 文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件
国会に提出する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

クラスター弾に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

クラスター弾に関する条約

この条約の締結国は、文民たる住民及び個々の文民が引き続き武力紛争の矢面に立たされていることを深く憂慮し、クラスター弾が使用されたとき、意図されたとおりに作動しなかったとき又は遺棄されたときにもたらす苦痛及び犠牲を永久に終止させることを決意し、

クラスター弾残存物が、女性及び児童を含む文民を殺害し、又はその身体に障害を残し、特に生活手段の喪失により経済的及び社会的な発展を妨げ、紛争後の復旧及び再建を阻害し、難民及び国内の避難民の帰還を遅らせ、又は妨げ、国内的及び国際的な平和構築及び人道的援助の努力に対して悪影響を及ぼし、並びにクラスター弾の使用後長年にわたって残存する他の深刻な結果をもたらすことを憂慮し、

作戦上の使用のために保有するクラスター弾を

国が大量に貯蔵することによる危険性について深く憂慮し、また、これらのクラスター弾の迅速な廃棄を確保することを決意し、

世界各地に存在するクラスター弾残存物を除去するという課題の解決に効果的かつ調整の図られた方法で有効に貢献し、及びこれらのクラスター弾残存物の廃棄を確保することが必要であることを信じ、

すべてのクラスター弾による被害者の権利の完全な実現を確保することを決意し、また、クラスター弾による被害者の固有の尊厳を認識し、

クラスター弾による被害者に対して医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む援助を提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにするために全力を尽くすことを決意し、

クラスター弾による被害者に対して年齢及び性別に配慮した援助を提供し、並びに弱い立場にある人々の特別なニーズに対応することが必要であることを認識し、

障害者の権利に関する条約において、特に、その締結国に対し、障害に基づきいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現を確保し、及び促進することを約束することが求められていることに留意し、

各種の兵器による被害者の権利及びニーズに対応する様々な場で行われている努力を適切に調整することが必要であることに留意し、また、各種の兵器による被害者の間の差別を回避することを決意し、

文民及び戦闘員は、この条約その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立さ

れた慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれることを再確認し、

国の軍隊とは別個の武装集団が、この条約の締約国に対して禁止されている活動を行うことは、いかなる場合にも許されないことを決定し、千九百九十七年の対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約にうたう対人地雷を禁止する国際的な規範に対する広範な国際的な支持を歓迎し、

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する戦争による爆発性の残存物に関する議定書が採択され、及び二千六十年十一月十二日に効力を生じたことを歓迎し、また、紛争後の環境において、クラスター弾残存物の及ぼす影響からの文民の保護を強化することを希望し、

女性、平和及び安全に関する国際連合安全保障理事会決議第三千二百二十五号及び武力紛争における児童に関する国際連合安全保障理事会決議第三千六百十二号に留意し、

クラスター弾の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し、又は停止するため、近年、国内的、地域的及び世界的にとられた措置を歓迎し、クラスター弾がもたらす文民の苦痛を終止させる世界的な要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、赤十字国際委員会、クラスター弾連合その他世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、

クラスター弾に関するオスロ会議の宣言において、特に、各国が、クラスター弾の使用がもたら

す重大な結果を認識したこと並びに文民に容認し難い害をもたらすクラスター弾の使用、生産、移譲及び貯蔵を禁止し、並びに被害者に対する治療及びリハビリテーションの適切な提供、クラスター弾汚染地域に存在するクラスター弾残存物の除去、危険の低減を目的とする教育並びに貯蔵されているクラスター弾の廃棄を確保する協力及び援助のための枠組みを定める法的拘束力のある文書を二千八十年までに作成するとの約束を行ったことを再確認し、

すべての国によるこの条約への参加を得ることが望ましいことを強調し、また、この条約の普遍化及び完全な実施を促進するために精力的に努力することを決意し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則並びに紛争の当事者が文民たる住民と戦闘員とを及び民用物と軍事目標とを常に区別し、かつ、軍事目標のみを軍事行動の対象とするという規則並びに軍事行動を行うに際しては文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払うという規則並びに文民たる住民及び個々の文民が軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受けるという規則に立脚して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務及び適用範囲

- 1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
 - (a) クラスター弾を使用すること。
 - (b) クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

- (c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること。

- 2 1の規定は、航空機に取り付けられたデイスベンサーから散布され、又は投下されるように特に設計された爆発性の小型爆弾について準用する。

- 3 この条約は、地雷については、適用しない。

第二条 定義

- 1 「クラスター弾による被害者」とは、クラスター弾の使用によって殺害され、又は身体的若しくは心理的な傷害、経済的損失、社会的な疎外若しくは自己の権利の実現に対する著しい侵害を被ったすべての者をいい、クラスター弾により直接に被害を受けた者並びにこのような者の関係する家族及び地域社会を含む。

- 2 「クラスター弾」とは、それぞれの重量が二十キログラム未満の爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であつて、これらの爆発性の子弾を内蔵するものを用いる。ただし、次のものを意味するものではない。

- (a) フレア、煙、料薬火工品若しくはチャフを放出するように設計された弾薬若しくは子弾又は防空の役割のためにのみ設計された弾薬
- (b) 電氣的又は電子的な効果を引き起こすように設計された弾薬又は子弾
- (c) 無差別かつ地域的に効果を及ぼすこと及び不発の子弾がもたらす危険を避けるため、次のすべての特性を有している弾薬
 - (i) それぞれの弾薬が十未満の爆発性の子弾を内蔵していること。

- (ii) それぞれの爆発性の子弾の重量が四キログラムを超えていること。

- (iii) それぞれの爆発性の子弾が単一の攻撃目標を探索し、及び攻撃するように設計されていること。

- (iv) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己破壊のための装置を備えていること。

- (v) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己不活性化のための機能を備えていること。

- 3 「爆発性の子弾」とは、通常の弾薬であつて、その役割を果たすため、クラスター弾から散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによつて機能するように設計されたものをいう。

- 4 「失敗したクラスター弾」とは、発射され、投下され、打ち上げられ、射出され、又は他の方法によつて投射されたクラスター弾であつて、爆発性の子弾を散布し、又は投下するはずであつたが、散布し、又は投下することに失敗したものをいう。

- 5 「不発の子弾」とは、クラスター弾から散布され若しくは投下され、又は他の方法によつてクラスター弾から分離された爆発性の子弾であつて、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。

- 6 「遺棄されたクラスター弾」とは、使用されておらず、かつ、放置され、又は投棄されたクラスター弾又は子弾であつて、これらを放置し、又は投棄した者の管理の下にないものをいい、使用のための準備が行われていたか否かを問わない。

- 7 「クラスター弾残存物」とは、失敗したクラスター弾、遺棄されたクラスター弾、不発の子弾及び不発の小型爆弾をいう。

8 「移譲」とは、クラスター弾が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該クラスター弾に対する権原及び管理が移譲することをいう。ただし、クラスター弾残存物の存在する領域の移転に伴って生ずるものを除く。	散布され、投下され、又は他の方法によって分離された爆発性の小型爆弾であつて、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。	(b) 当該延長についての詳細な説明(自国が1に規定するすべてのクラスター弾を廃棄するために利用可能な又は必要とする財政的及び技術的手段並びに該当する場合には当該延長を正当化する例外的な事情を含む。)	められる。保有され、又は取得される爆発性の子弾の総数は、これらの目的のために絶対に必要な最小限度の数を超えてはならない。
9 「自己破壊のための装置」とは、弾薬の主要な起爆装置のほかに当該弾薬に内蔵された自動的機能する装置であつて、当該弾薬の破壊を確保するためのものをいう。	1 締約国は、国内法令に従い、作戦上の使用のために保有する弾薬から自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾を区別し、かつ、当該クラスター弾に廃棄のための識別措置をとる。	(c) 貯蔵されているクラスター弾の廃棄を完了させる方法及び時期に関する計画	7 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。
10 「自己不活性化」とは、弾薬が機能するために不可欠な構成要素(例えば、電池)を不可逆的に消耗させる方法によって当該弾薬の機能を自動的に失わせることをいう。	2 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後でできる限り速やかに、遅くとも八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することを約束する。締約国は、廃棄の方法が公衆の健康及び環境の保護のための適用可能な国際的な基準に適合するよう確保することを約束する。	(d) この条約が自国について効力を生じた時に保管されていたクラスター弾及び爆発性の子弾並びにこの条約が自国について効力を生じた後に新たに発見されたクラスター弾又は爆発性の子弾の数量及び型式	8 6及び7に規定する目的のためにクラスター弾又は爆発性の子弾を保有し、取得し、又は移譲する締約国は、これらのクラスター弾及び爆発性の子弾の予定する使用及び実際の使用並びにそれらの型式、数量及びロット番号に関する詳細な報告を提出する。これらの目的のためにクラスター弾又は爆発性の子弾を他の締約国に移譲する場合には、移譲を受ける国への言及を当該報告に含める。当該報告は、当該締約国がクラスター弾又は爆発性の子弾を保有し、取得し、又は移譲している間は毎年作成し、及びその翌年の四月三十日まで国際連合事務総長に提出する。
11 「クラスター弾汚染地域」とは、クラスター弾残存物が存在することが知られ、又は疑われている地域をいう。	3 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾の廃棄の完了の期限を最長四年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。締約国は、例外的な事情がある場合には、最長四年までの期間追加的な延長を要請することができる。要請する延長は、当該締約国が2の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。	(e) 2に規定する期間において廃棄されたクラスター弾及び爆発性の子弾の数量及び型式	9 第一条の規定にかかわらず、クラスター弾及び爆発性の子弾の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のため又はクラスター弾への対抗措置の開発のための限られた数のクラスター弾及び爆発性の子弾の保有又は取得は、認められる。
12 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設されるよう及び人又は車両の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された弾薬をいう。	4 3に規定する延長の要請には、次に掲げるすべての事項を記載する。	(f) 延長しようとする期間において廃棄する予定の残りのクラスター弾及び爆発性の子弾の数量及び型式並びに達成が予想される年間廃棄率	10 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。
13 「爆発性の小型爆弾」とは、重量が二十キログラム未満の自動推進式でない通常の弾薬であつて、その役割を果たすため、デイスペンサーから散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによって機能するように設計されたものをいう。	5 締約国会議又は検討会議は、4に掲げる事項を考慮に入れて、延長の要請を評価し、及び出席し、かつ、投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるか否かを決定する。これらの締約国は、要請された延長よりも短い延長を認めることを決定することができるものとし、適当な場合には、延長の基準を提案することができる。延長の要請は、当該要請が検討される締約国会議又は検討会議の少なくとも九箇月前までに行う。	1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にあるクラスター弾汚染地域に存在するクラスター弾残存物につき、次の(a)から(c)までに定めるところにより、除去し、及び廃棄し、又はその除去及び廃棄を確保することを約束する。	11 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。
14 「デイスペンサー」とは、爆発性の小型爆弾を散布し、又は投下するように設計された容器であつて、その散布又は投下の時点において航空機に取り付けられているものをいう。	6 第一条の規定にかかわらず、クラスター弾及び爆発性の子弾の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のため又はクラスター弾への対抗措置の開発のための限られた数のクラスター弾及び爆発性の子弾の保有又は取得は、認められる。	2 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾の廃棄の完了の期限を最長四年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。締約国は、例外的な事情がある場合には、最長四年までの期間追加的な延長を要請することができる。要請する延長は、当該締約国が2の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。	12 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。
15 「不発の小型爆弾」とは、デイスペンサーから	(a) 延長しようとする期間	3 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾の廃棄の完了の期限を最長四年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。締約国は、例外的な事情がある場合には、最長四年までの期間追加的な延長を要請することができる。要請する延長は、当該締約国が2の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。	13 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。

- クラスター弾が自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となった場合には、できる限り速やかに、当該クラスター弾がクラスター弾残存物となった現実の敵対行為が終了した後遅くとも十年以内に、このような除去及び廃棄を完了しなければならない。
- (c) 締約国は、(a)又は(b)のいずれかに規定する自国の義務を履行したときは、次回の締約国会議に対して義務を履行した旨の宣言を行う。
- 2 締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、国際的な協力及び援助に関する第六条の規定を考慮に入れて、できる限り速やかに、次の措置をとる。
- (a) 自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域を特定するためにあらゆる努力を払いつつ、クラスター弾残存物がもたらす脅威を調査し、評価し、及び記録すること。
- (b) 標示、文民の保護、除去及び廃棄に関するニーズを評価し、並びにこれらについての優先順位を決定し、並びに適当な場合には既存の組織、経験及び方法に依拠して、これらの活動を実施するために資源を調達し、及び国の計画を作成するための措置をとること。
- (c) 自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域につき、囲いその他の文民を効果的に排除することを確保する手段によって、クラスター弾汚染地域の外縁を標示し、並びにクラスター弾汚染地域を監視し、及び防護することを確保するためのすべての実行可能な措置をとること。危険性が疑われている地域を標示する場合においては、関係する地域社会が容易に認識することのできる標示方法に基づく警告標識を使用すべきである。標識その他の危険な地域を示す境界の標示は、できる限り、視認及び判読が可能であり、かつ、耐久性及び環境の影響に対する耐性のあるものとすべきであり、また、標示された境界のいずれの側がクラスター弾汚染地域であると認められ、いずれの側が安全であると認められるかを明確に特定すべきである。
- (d) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄すること。
- (e) クラスター弾汚染地域又はその周辺に居住する文民の間においてクラスター弾残存物がもたらす危険についての認識を確保するため、危険の低減を目的とする教育を行うこと。
- 3 締約国は、2に規定する措置をとるに当たり、「地雷対策活動に関する国際基準」(IMAS)を含む国際的な基準を考慮に入れる。
- 4 この4の規定は、この条約が一の締約国について効力を生ずる前に当該一の締約国によって使用され、又は遺棄されたクラスター弾が、この条約が他の締約国について効力を生ずる時に当該他の締約国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となった場合について適用する。
- (a) このような場合において、この条約がこれらの締約国双方について効力を生じた時は、当該一の締約国は、当該他の締約国に対し、当該クラスター弾残存物の標示、除去及び廃棄を容易にするため、二国間で又は相互に合意した第三者(国際連合及びその関連機関並びに他の関連する機関を含む)を通じて、特に、技術的、財政的、物的又は人的資源の援助を提供することを強く奨励される。
- (b) このような援助には、可能な場合には、使用されたクラスター弾の型式及び数量、クラスター弾による攻撃を行った正確な位置並びにクラスター弾残存物が存在することが知られている地域についての情報を含める。
- 5 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾残存物につき、この条約が自国について効力を生じた後十年以内に除去し、及び廃棄し、又はその除去及び廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾残存物の除去及び廃棄の完了の期限を最長五年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。要請する延長は、当該締約国が1の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。
- 6 5に規定する延長の要請は、当該締約国について1に定める期間が満了する前に締約国会議又は検討会議に対して行う。当該要請は、当該要請が検討される予定の締約国会議又は検討会議の少なくとも九箇月前までに行う。当該要請には、次に掲げるすべての事項を記載する。
- (a) 延長しようとする期間
- (b) 延長しようとする理由についての詳細な説明(延長しようとする期間において自国がすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄するために利用可能な及び必要とする財政的及び技術的手段を含む。)
- (c) 将来の作業の準備並びに1に定める最初の十年間及びその後の延長において除去及び廃棄に関する国の計画に基づいて既に行われた作業の状況
- (d) この条約が自国について効力を生じた時にクラスター弾残存物が存在した地域の総面積及びこの条約が自国について効力を生じた後に新たに発見されたクラスター弾残存物が存在する地域の面積
- (e) この条約が効力を生じた後に除去されたクラスター弾残存物が存在した地域の総面積
- (f) 延長しようとする期間において除去する予定の残りのクラスター弾残存物が存在する地域の総面積
- (g) 1に定める最初の十年間において自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を廃棄することを妨げた事情及び当該延長においてこのような廃棄を妨げる可能性のある事情
- (h) 当該延長から生ずる人道上の、社会的な、経済的な及び環境上の影響
- (i) 当該延長の要請に関連するその他の情報
- 7 締約国会議又は検討会議は、6に掲げる事項(特に、報告されたクラスター弾残存物の量を含む)を考慮に入れて、延長の要請を評価し、及び出席し、かつ、投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるか否かを決定する。これらの締約国は、要請された延長よりも短い延長を認めることを決定することができるものとし、適当な場合には、延長の基準を提案することができる。
- 8 延長は、5から7までの規定を準用して新たな要請を行うことにより最長五年までの期間更

新することができる。締約国は、更なる延長を要請するに当たり、この条の規定に従って認められたその前の延長において行つたことについての追加的な関連情報を提出する。

第五条 被害者に対する援助

1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む）を適切に提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにする。締約国は、クラスター弾による被害者についての信頼し得る関連資料を収集するためにあらゆる努力を払う。

2 締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、次のことを行う。

- (a) クラスター弾による被害者のニーズを評価すること。
- (b) 必要な政策及び国内法令を作成し、実施し、及び執行すること。
- (c) 関係者の特別な役割及び貢献を尊重しつつ、障害、開発及び人権に係る自国の既存の枠組み及び仕組みにクラスター弾による被害者を組み入れるため、国の計画及び予算（これらを実施するための時間的な枠組みを含む）を作成すること。
- (d) 国内的及び国際的な資源を調達するための措置をとること。
- (e) クラスター弾による被害者に対して若しくはクラスター弾による被害者の間に又はクラスター弾による被害者その他の理由により傷害若しくは障害を被つた者との間に差別を設け

ないこと。取扱いの差異は、医療上、リハビリテーション上、心理上又は社会経済上のニーズにのみ基づくものとすべきである。

(f) クラスター弾による被害者及びクラスター弾による被害者を代表する団体と緊密に協議し、並びにこれらを積極的に関与させること。

(g) この条の規定の実施に関する事項を調整するための政府内の中央連絡先を指定すること。

(h) 特に、医療、リハビリテーション及び心理的な支援並びに社会的及び経済的な包容の分野において、関連する指針及び良い慣行を取り入れるよう努めること。

第六条 国際的な協力及び援助

1 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、援助を求め及び受ける権利を有する。

2 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によつて影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。このような援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。

3 締約国は、この条約の実施に関する装置並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束するものとし、そのような交換に参加する権利を有する。締約国は、除去その他この条約の実施に関する装置及び関連する技術に関する情報の人道的目的のための提供及び受領を不当に制

限してはならない。

4 援助を提供することのできる締約国は、第四条4の規定に従つて負うことのある義務に加え、クラスター弾残存物の除去及び廃棄のための援助、クラスター弾の除去に関連する各種の方法及び技術に関する情報並びにクラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに関連する活動に関する専門家、専門的な機関又は自国の連絡先の名簿を提供する。

5 援助を提供することのできる締約国は、貯蔵されているクラスター弾の廃棄のための援助を提供し、また、第四条に規定する標示、危険の低減を目的とする教育、文民の保護並びに除去及び廃棄に関するニーズ及び実行可能な措置を特定し、評価し、並びにこれらについての優先順位を決定するための援助を提供する。

6 この条約が効力を生じた後にクラスター弾が一の締約国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となつた場合には、援助を提供することのできる締約国は、影響を受けた当該一の締約国に対して早急に緊急の援助を提供する。

7 援助を提供することのできる締約国は、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的支援を含む）を適切に提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにするとの前条に規定する義務が履行されるようにするための援助を提供する。このような援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関、赤十字国際委員会、各国の赤十字社及び赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提

供することができる。

8 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾の使用の結果として影響を受けた締約国において必要とされる経済的及び社会的な復旧に貢献するための援助を提供する。

9 援助を提供することのできる締約国は、この条に規定する援助の提供を容易にするため、関連する信託基金に拠出することができる。

10 援助を求め及び受ける締約国は、国際的な最良の慣行を考慮に入れて、国内法令に適合する方法により、この条約の適時のかつ効果的な実施を容易にするため、すべての適当な措置（要員の出入国並びに物品及び装置の輸出入を容易にすることを含む）をとる。

11 締約国は、国の行動計画を作成する目的をもつて、国際連合及びその関連機関、地域的機関、他の締約国その他権限のある政府間機関又は非政府機関に対し、自国の当局が特に次の事項を確定するために援助を要請することができる。

- (a) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物の性質及び範囲
- (b) 行動計画の実施に必要な財政的、技術的及び人的資源
- (c) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物の除去及び廃棄に要すると見込まれる時間
- (d) クラスター弾残存物による傷害又は死亡の発生を減少させるための危険の低減を目的とする教育計画及び啓発活動
- (e) クラスター弾による被害者に対する援助
- (f) 自国の政府と行動計画の実施に当たる政府機関、政府間機関又は非政府機関との関係の調整

12 この条の規定により援助を提供する締約国及び当該援助を受ける締約国は、合意された援助計画の完全かつ迅速な実施を確保するために協力する。

第七条 透明性についての措置

1 締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告する。

(a) 第九条に規定する国内の実施措置

(b) 第三条に規定するすべてのクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の総数（それらの型式、型式ごとの数量及び可能な場合には型式ごとのロット番号の内訳を含む。）

(c) この条約が自国について効力を生ずる前に自国が生産したクラスター弾の各型式の技術上の特徴判明しているものに限る。）及び合理的に可能な場合には、自国がその時点で所有し、又は占有するクラスター弾の各型式の技術上の特徴であつて、クラスター弾の識別及び除去を容易にすることができるとする情報を与えるもの。この情報には、少なくとも、寸法、信管、使用されている火薬及び金属、カラー写真その他の情報であつてクラスター弾残存物の除去を容易にすることができるものを含める。

(d) クラスター弾の生産施設の転換又は稼働停止のための計画の状況及び進展

(e) 第三条の規定に基づくクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の廃棄のための計画の状況及び進展（廃棄に用いる方法、廃棄を行うすべての場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であつて廃棄に際して従

う必要のあるものの詳細を含む。）

(f) 第三条の規定に従つて廃棄されたクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の型式及び数量（廃棄に用いた方法、廃棄を行った場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であつて廃棄に際して従う必要のあるものの詳細を含む。）

(g) (e) に規定する計画の完了についての報告がなされた後に発見されたクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の貯蔵量及び第三条の規定に従つてこれらを廃棄するための計画

(h) 可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域の面積及び位置（クラスター弾汚染地域ごとのクラスター弾残存物の型式、型式ごとの数量及びクラスター弾の使用された時期に関する可能な限りの詳細を含む。）

(i) 第四条の規定に従つて除去され、及び廃棄されたクラスター弾残存物のすべての型式及び数量についての除去及び廃棄のための計画の状況及び進展（クラスター弾残存物が除去されたクラスター弾汚染地域の面積及び位置並びに除去され、及び廃棄されたクラスター弾残存物の型式ごとの数量の内訳を含む。）

(j) 危険の低減を目的とする教育を提供するためにとられた措置及び特に自国の管轄又は管理の下にあるクラスター弾汚染地域に居住する文民に対する迅速かつ効果的な警告を発するためにとられた措置

(k) 年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、クラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにし、並

びにクラスター弾による被害者についての信頼し得る関連資料を収集すると第五条の規定に基づく義務の履行の状況及び進展

(l) この1の規定に従つて情報を提供し、及び措置をとる権限を与えられた機関の名称及び連絡先の詳細

(m) 第三条から第五条までの規定を実施するために割り当てられた国内的な資源（財政的な、物的な又は現物によるものを含む。）の量

(n) 第六条の規定に従つて提供された国際的な協力及び援助の量、種類及び仕向地

2 締約国は、1の規定に従つて提供する情報につき、前暦年を対象として毎年更新し、及び毎年四月三十日までに国際連合事務総長に報告する。

3 国際連合事務総長は、受領した報告のすべてを全締約国に送付する。

第八条 遵守の促進及び遵守についての説明

1 締約国は、この条約の実施に関して相互に協議し、及び協力し、並びに締約国がこの条約に基づく義務を履行することを促進するために協調の精神に基づいて協働することについて合意する。

2 一又は二以上の締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関する問題を明らかにし、及びその解決を求めることを希望する場合には、当該他の締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、そのような問題についての「説明の要請」を行うことができる。この要請には、すべての適当な情報を添付する。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない「説明の要請」を慎重しなければならない。「説明の要請」を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、同事務総長を通じて、当該問題を明らかにする上で有用なすべての情報を二十八日以内に提供する。

3 要請を行った締約国は、2に規定する期間内に国際連合事務総長を通じて回答が得られなかったとき又は「説明の要請」に対する回答が十分でないとき又は「説明の要請」に対する回答を通じて、次回の締約国会議にその問題を付託することができ、同事務総長は、すべての締約国に対し、その付託を、関連する「説明の要請」についてのすべての適当な情報とともに送付する。この情報は、要請を受けた締約国にすべて提示されるものとし、当該要請を受けた締約国は、意見を述べる権利を有する。

4 いずれの関係締約国も、次回の締約国会議が招集されるまでの間、国際連合事務総長に対し、要請された説明を促進するためのあつせんを行うよう要請することができる。

5 3の規定に従い問題が付託された場合には、締約国会議は、関係締約国が提出したすべての情報を考慮に入れて、当該問題を更に検討するか否かをまず決定する。締約国会議は、当該問題を更に検討することを決定する場合には、関係締約国に対し、検討中の問題を一層明らかにし、又は解決するための方法及び手段（国際法に適合する適当な手続の開始を含む。）を提案することができる。締約国会議は、問題となつてゐる事項が要請を受けた締約国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、適当な措置（第六条に規定する協力のための措置の利用を含む。）を勧告することができる。

6 2から5までに規定する手続に加え、締約国会議は、この条の規定の遵守についての説明(事実を含む。)及びこの条約に違反する事案の解決のための他の一般的な手続又は特別な仕組みであつて適当と認めるものを採用することを決定することができる。 第九条 国内の実施措置 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適当な措置(罰則を設けることを含む。)をとる。	第十條 紛争の解決 1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は当該関係締約国が選択するその他の平和的手段(締約国会議に提起すること及び国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に付託することを含む。)によつて紛争を速やかに解決するため、協議する。 2 締約国会議は、適当と認める手段(あつせんを提供すること、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告することを含む。)により、紛争の解決に貢献することができる。	11 締約国は、この条約の適用又は実施に関する次の事項を含む問題について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。 (a) この条約の運用及び締結状況	12 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	13 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要
(b) この条約の規定に従つて提出される報告から生ずる問題 (c) 第六条の規定に従つて行われる国際的な協力及び援助 (d) クラスタ―弾残存物を除去する技術の開発 (e) 第八条及び前条の規定に基づく締約国の付託 (f) 第三条及び第四条の規定に従つて行われる締約国の要請 2 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年、同事務総長が招集する。 3 締約国会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従ひ、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。	1 検討会議は、この条約が効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	1 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	13 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	14 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要
3 検討会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従ひ、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。 第十三条 改正 1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正のための提案については、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、当該提案をすべての締約国に通報し、当該提案を検討するために改正会議を開催すべきか否かについての締約国の見解を求める。締約国の過半数が当該提案を更に検討することを支持する旨を当該提案の通報の後九十日以内に同事務総長に通報する場合には、同事務総長は、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。 2 改正会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従ひ、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。 3 改正会議は、締約国会議又は検討会議の後直ちに開催する。ただし、締約国の過半数が一層早期の開催を要請する場合は、この限りでない。 4 改正は、改正会議に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。寄託者は、採択された改正を締約国に通報する。 5 改正は、その改正が採択された日に締約国で	14 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	15 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	16 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	17 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要
あつた国の過半数が受諾書を寄託した日に、改正を受諾したすべての締約国について効力を生ずるものとし、その後改正の受諾書を寄託する他の締約国については、その受諾書の寄託の日に効力を生ずる。 第十四条 費用及び管理業務 1 締約国会議、検討会議及び改正会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従ひ、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。 2 第七条及び第八条の規定により国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従つて締約国が負担する。 3 この条約により国際連合事務総長に与えられた管理業務を同事務総長が遂行する際は、適当な国際連合の権限に従ふものとする。 第十五条 署名 二千八年五月三十日にダブリンで作成されたこの条約は、二千八年十二月三日にオスロにおいて、その後その効力が生ずるまでの期間はニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておく。 第十六条 批准、受諾、承認又は加入 1 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。 2 この条約は、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。 第十七条 効力発生 1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。 2 三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入	18 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	19 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	20 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要	21 締約国は、この条約の効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とすることを条件として、同事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従ひ締約国の要

書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。

第十八条 暫定的適用

いずれの国も、自国の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約が自国について効力を生ずるまでの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十九条 留保

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第二十条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。
2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際連合安全保障理事会に対してその旨を通告する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。
3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

第二十一条 この条約の締約国でない国との関係

1 締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。
2 締約国は、3に規定するすべてのこの条約の

締約国でない国の政府に対してこの条約に基づく自国の義務について通報し、及びこの条約が定める規範を奨励するものとし、これらの国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。

3 第一条の規定にかかわらず、及び国際法に従い、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、この条約の締約国でない国であつて締約国に対して禁止されている活動を行うことのあるものとの間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。

4 3の規定は、締約国に対し、次のことを行うことを認めるものではない。

- (a) クラスター弾を開発し、生産し、又は生産以外の方法によつて取得すること。
- (b) 自らクラスター弾を貯蔵し、又は移譲すること。
- (c) 自らクラスター弾を使用すること。
- (d) 使用される弾薬の選択権が専ら自国の管理の下にある場合において、クラスター弾の使用を明示的に要請すること。

第二十二條 寄託者
国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第二十三條 正文
この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
イラク、コソボ、アフガニスタン、レバノン

等で使用されたクラスター弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことから、近年、その対応について議論されてきた。

平成十九年二月、オスロ（ノルウェー）において、四十九カ国が参加する国際会議が開催され、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾の使用、生産、移譲及び貯蔵を禁止する国際約束を平成二十一年中に作成する旨のオスロ宣言が発出された。その後、いわゆるオスロ・プロセスの名の下に、一連の国際会議が開催され、最終的には平成二十一年五月に開催されたダブリン会議（アイルランド）において、百七カ国の参加の下、本条約がコンセンサスによつて採択されたことを受け、オスロにおいて開催された同年十二月三日の署名式で、我が国は本条約に署名した。

本条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、いかなる場合にも、クラスター弾の使用、開発、生産、生産以外の方法による取得、貯蔵、保有若しくは移譲又はこの条約によつて禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないこと。
2 締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも八年以内に廃棄することを約束すること。
3 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物（不発の子弾等）につき、この条約が自国について効

力を生じた後遅くとも十年以内に除去し、及び廃棄することを約束すること。

4 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供すること。

5 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によつて影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供すること。

6 締約国会議は、この条約が効力を生じた後第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行うこと。検討会議は、この条約が効力を生じた後五年後等に開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行うこと。

7 締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担すること。

8 締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができること。
本条約は、三十番目の批准書等が寄託された月の後六番目の月の初日に効力を生ずる。三十番目の批准書等が寄託された日の後に批准書等を寄託する国については、この条約は、その批准書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費及び関係する経費については、クラスター弾の廃棄義務に関連し、クラスター弾の処分に係る調査等の経費として、平成二十一年度一般会計予算防衛省所管に約二億円が、クラスター弾の機能を喫緊に一部補完するための装備品の導入経費として、平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)防衛省所管に約六十億円及び平成二十一年度一般会計予算防衛省所管に約六億円が計上されている。また、締約国会議等の費用負担義務に関連し、分担金の額が決定した後、一般会計予算外務省所管に所要経費が計上されることとなる。

右報告する。

平成二十一年五月八日

外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

国及びその財産の裁判権からの免除に関する
国際連合条約の締結について承認を求めるの
件

右
国会に提出する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

国及びその財産の裁判権からの免除に関する
国際連合条約の締結について承認を求め
るの件

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、この分野における国際的な規則の確立を促進し、及び私人がこの条約の締約国である外国との間で行う取引等の法的安定性を高めること等に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国及びその財産の裁判権からの免除に関する
国際連合条約

この条約の締約国は、

国及びその財産の裁判権からの免除が国際慣習法の原則として一般的に受け入れられていることを考慮し、

国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に留意し、

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際条約が、特に国と自然人又は法人との間の取引における法の支配及び法的な確実性を高め、並びに国際法の法典化及び発展並びにこの分野における慣行の調和に貢献することを信じ、

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国の慣行の推移を考慮し、
この条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、
次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 この条約の適用範囲

この条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用する。

第二条 用語

1 この条約の適用上、

(a) 「裁判所」とは、名称のいかんを問わず、司法機能を遂行する権限を有する国の機関をいう。

(b) 「国」とは、次のものをいう。

(i) 国家及びその政府の諸機関

(ii) 連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であって、主権的な権限の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの

(iii) 国家の機関若しくは下部機関又は他の団体(これらが国家の主権的な権限の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、そのような行為を現に行っている場合に限り)

(iv) 国家の代表であつてその資格において行動しているもの

(c) 「商業的取引」とは、次のものをいう。

(i) 物品の販売又は役務の提供のための商業的な契約又は取引

(ii) 貸付けその他の金融的な性質を有する取引に係る契約(そのような貸付け又は取引についての保証又はてん補に係る義務を含む)

む。

(iii) 商業的、工業的、通商の又は職業的な性質を有するその他の契約又は取引。ただし、人の雇用契約を含まない。

2 契約又は取引が1(c)に定める「商業的取引」であるかを決定するに当たっては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとする。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合又は法廷地国の慣行により契約若しくは取引の目的がその契約若しくは取引の非商業的な性質を決定することに関係がある場合には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとする。

3 この条約における用語について定める1及び2の規定は、他の国際文書又はいずれの国の国内法におけるこれらの用語の用法及び意味に影響を及ぼすものではない。

第三条 この条約によつて影響を受けな

い特権及び免除

1 この条約は、次に掲げるものの任務の遂行に

関係する国際法に基づき国が享有する特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

(a) 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団

(b) (a)に規定するものに関係する者

2 この条約は、国の元首に対し、その者が国の元首であるとの理由により国際法に基づいて与えられる特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

3 この条約は、国が所有し又は運航する航空機

又は宇宙物体に関し、国際法に基づき国が享有する免除に影響を及ぼすものではない。

第四条 この条約の不遡及

この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であつて、関係国についてこの条約が効力を生ずる日前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、適用しない。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき国及びその財産の裁判権からの免除を規律する規則については、その適用を妨げるものではない。

第二部 一般原則

第五条 免除

いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。

第六条 免除を実施するための方法

1 いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより前条に規定する免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が同条の規定に基づいて享有する免除が尊重されるよう職権によつて決定することを確保する。

2 いずれかの国の裁判所における裁判手続は、次の(a)又は(b)の場合には、他の国に対して開始されたものとみなす。

(a) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定される場合

(b) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定されていないが、当該裁判手続が実際には当該他の国の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすものである場合

第七条 裁判権の行使についての明示の同意

1 いずれの国も、次のいずれかの方法により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

(a) 国際的な合意

(b) 書面による契約

(c) 裁判所において行ふ宣言又は個別の裁判手続における書面による通知

2 他の国の法令を適用することに関するいずれかの国の同意は、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての同意と解してはならない。

第八条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 いずれの国も、次の場合には、他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

(a) 自ら当該裁判手続を開始した場合

(b) 当該裁判手続に参加し、又は本案に関して他の措置をとつた場合。この場合において、

自国が当該措置をとるまで免除の請求の根拠となる事実を知ることができなかったことを裁判所に対して証明するときは、当該事実に基づいて免除を主張することができない。ただし、できる限り速やかにその主張を行うことを条件とする。

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみを目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものとは認められない。

(a) 免除を援用すること。

(b) 裁判手続において対象となつてゐる財産に関する権利又は利益を主張すること。

3 国の代表が他の国の裁判所に証人として出廷することは、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

4 いずれかの国が他の国の裁判所における裁判手続において出廷しなかつたことは、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

第九条 反訴

1 いずれの国も、他の国の裁判所において裁判手続を開始した場合には、本訴に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 いずれの国も、他の国の裁判所における裁判手続において請求を行うために当該裁判手続に参加した場合には、自国が行つた請求に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

3 いずれの国も、自国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において反訴を行つた場合には、本訴について当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

第三部 免除を援用することができない裁判手続

第十条 商業的取引

1 いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判

所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 国の間で行う商業的取引の場合

(b) 商業的取引の当事者間で明示的に別段の合意をした場合

3 独立の法人格を有し、かつ、次の(a)及び(b)の能力を有する国営企業その他の国によつて設立された団体が、当該団体が行う商業的取引に関する裁判手続に關与する場合であつても、当該国が享有する裁判権からの免除は、影響を受けない。

(a) 訴え、又は訴えられる能力

(b) 財産(当該国が当該団体による運用又は管理を許可した財産を含む。)を取得し、所有し、又は占有し、及び処分する能力

第十一条 雇用契約

1 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であつて、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに關する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 被用者が政府の権限の行使としての特定の任務を遂行するために採用されている場合

(b) 被用者が次の者である場合

(i) 千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約に定める外交官

(ii) 千九百六十三年の領事関係に関する

ウィーン条約に定める領事官

(iii) 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において国を代表するために採用された者

(iv) 外交上の免除を享有するその他の者

(c) 裁判手続の対象となる事項が個人の採用、雇用契約の更新又は復職に係るものである場合

(d) 裁判手続の対象となる事項が個人の解雇又は雇用契約の終了に係るものであり、かつ、雇用主である国の元首、政府の長又は外務大臣が当該裁判手続が当該国の安全保障上の利益を害し得るものであると認める場合

(e) 裁判手続が開始された時点において、被用者が雇用主である国の国民である場合。ただし、当該被用者が法廷地国に通常居住している場合を除く。

(f) 雇用主である国と被用者との間で書面により別段の合意をした場合。ただし、公の秩序に関する考慮により、裁判手続の対象となる事項を理由として法廷地国の裁判所に専属的な管轄権が与えられているときは、この限りでない。

第十二条 身体の傷害及び財産の損傷
いづれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によつて生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん

補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

第十三条 財産の所有、占有及び使用

いづれの国も、次の事項についての決定に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

(a) 法廷地国にある不動産に関する自国の権利若しくは利益、自国による当該不動産の占有若しくは使用又は当該不動産に関する自国の利益から若しくは自国による当該不動産の占有若しくは使用から生ずる自国の義務

(b) 不動産又は不動産に関する自国の権利又は利益であつて、承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずるもの

(c) 信託財産、破産者の財産、清算時の会社の財産その他の財産の管理に関する自国の権利又は利益

第十四条 知的財産及び産業財産

いづれの国も、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

(a) 特許、意匠、商号、商標、著作権その他すべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であつて、法廷地国において法的な保護措置(暫定的なものを含む。)の対象となるものについての決定

(b) (a)に規定する性質を有する権利であつて、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護

されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行つたとされる侵害

第十五条 会社その他の団体への参加

いづれの国も、次の(a)及び(b)の条件を満たす会社その他の団体(法人格の有無を問わない。)に自国が参加していることに関する裁判手続、すなわち、自国と当該団体又は当該団体の他の参加者との関係に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(a) 当該団体が国又は国際機関以外の参加者を有すること。

(b) 当該団体が法廷地国の法令に基づいて設立されていること又はその本部若しくは主たる営業所が法廷地国内に所在すること。

2 もつとも、1に規定する裁判手続において裁判権からの免除を援用することができる旨を関係国間で合意している場合、紛争当事者間の書面による合意によりその旨を定めている場合又は1に規定する団体を設立若しくは規律する文書がその旨の規定を有する場合には、いづれの国も、当該裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができる。

第十六条 国が所有し又は運航する船舶
1 船舶を所有し又は運航する国は、当該船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶の運航に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 1の規定は、軍艦又は軍の支援船については適用せず、また、国が所有し又は運航する他の船舶であつて政府の非商業的役務にのみ使用されているものについても適用しない。

船舶であつて政府の非商業的役務にのみ使用されているものについても適用しない。

3 いづれの国も、自国が所有し又は運航する船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

4 3の規定は、2に規定する船舶によつて運送される貨物については適用せず、また、国が所有し、かつ、政府の非商業的目的にのみ使用され、又はそのような使用が予定される貨物についても適用しない。

5 いづれの国も、私有の船舶及び貨物並びにこれらの所有者にとつて利用可能な防衛、時効及び責任の制限に関するすべての措置を申し立てることができる。

6 裁判手続において、いづれかの国が所有し若しくは運航する船舶又はいづれかの国が所有する貨物に係る政府の非商業的な性質に関して問題が生ずる場合には、当該国の外交上の代表者その他の権限のある当局が署名した証明書であつて裁判所に送付されたものが、当該船舶又は貨物の性質に関する証拠となる。

第十七条 仲裁の合意の効果

いづれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、仲裁の合意に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 仲裁の合意の有効性、解釈又は適用 (b) 仲裁手続 (c) 仲裁判断の確認又は取消し 第四部 裁判所における裁判手続に関連する強制的な措置からの免除 第十八条 判決前の強制的な措置からの免除	いづれの国の財産に対するいかなる判決前の強制的な措置（仮差押え、仮処分等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。 (a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合 (i) 国際的な合意 (ii) 仲裁の合意又は書面による契約 (iii) 裁判所において行う宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 第十九条 判決後の強制的な措置からの免除	いづれの国の財産に対するいかなる判決後の強制的な措置（差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。 (a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合 (i) 国際的な合意 (ii) 仲裁の合意又は書面による契約 (iii) 裁判所において行う宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 第十九条 判決後の強制的な措置からの免除	いづれの国の財産に対するいかなる判決後の強制的な措置（差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。 (a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合 (i) 国際的な合意 (ii) 仲裁の合意又は書面による契約 (iii) 裁判所において行う宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 第十九条 判決後の強制的な措置からの免除
紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 (c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。 第二十条 裁判権の行使についての同意 前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。 第二十一条 特定の種類の財産 1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定される財産とは認められない。 (a) 当該国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。） (b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産 (c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産 (d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部	紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 (c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。 第二十条 裁判権の行使についての同意 前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。 第二十一条 特定の種類の財産 1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定される財産とは認められない。 (a) 当該国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。） (b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産 (c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産 (d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部	紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 (c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。 第二十条 裁判権の行使についての同意 前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。 第二十一条 特定の種類の財産 1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定される財産とは認められない。 (a) 当該国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。） (b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産 (c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産 (d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部	紛争が生じた後に発出する書面による通知 (b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合 (c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。 第二十条 裁判権の行使についての同意 前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。 第二十一条 特定の種類の財産 1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような使用が予定される財産とは認められない。 (a) 当該国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。） (b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産 (c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産 (d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部
を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの (e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの 第五部 雑則 第二十二条 送達 1 呼出状その他のいづれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。 (a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法 (b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 (c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、 (i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法 (ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。 3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付する。 4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に関して出廷した場合には、その後は、送達1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。	を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの (e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの 第五部 雑則 第二十二条 送達 1 呼出状その他のいづれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。 (a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法 (b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 (c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、 (i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法 (ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。 3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付する。 4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に関して出廷した場合には、その後は、送達1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。	を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの (e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの 第五部 雑則 第二十二条 送達 1 呼出状その他のいづれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。 (a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法 (b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 (c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、 (i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法 (ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。 3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付する。 4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に関して出廷した場合には、その後は、送達1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。	を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの (e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの 第五部 雑則 第二十二条 送達 1 呼出状その他のいづれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。 (a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法 (b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 (c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、 (i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法 (ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。 2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。 3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付する。 4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に関して出廷した場合には、その後は、送達1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。
第二十三条 欠席判決 1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、いづれの国に対してもこれを言い渡してはならない。 (a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。 (b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達を実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。 (c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。 2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付して、前条1に定めるいづれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。 3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。 第二十四条 裁判手続における特権及び免除	第二十三条 欠席判決 1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、いづれの国に対してもこれを言い渡してはならない。 (a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。 (b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達を実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。 (c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。 2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付して、前条1に定めるいづれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。 3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。 第二十四条 裁判手続における特権及び免除	第二十三条 欠席判決 1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、いづれの国に対してもこれを言い渡してはならない。 (a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。 (b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達を実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。 (c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。 2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付して、前条1に定めるいづれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。 3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。 第二十四条 裁判手続における特権及び免除	第二十三条 欠席判決 1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、いづれの国に対してもこれを言い渡してはならない。 (a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。 (b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達を実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。 (c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。 2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付して、前条1に定めるいづれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。 3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。 第二十四条 裁判手続における特権及び免除

否したことを理由として、当該国に対して過料又は制裁を課してはならない。

2 いずれの国も、他の国の裁判所において相手方となつてゐる裁判手続において、裁判費用の支払を保証するためのいかなる担保、保証証書又は供託金(いかなる名称が付されてゐるかを問わぬ。)の提供も要求されない。

第六部 最終規定

第二十五条 附属書

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二十六条 他の国際協定

この条約のいかなる規定も、この条約で取り扱われている事項に関する既存の国際協定の当事国の間において締約国が当該国際協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。

2 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて六箇月以内に交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国間で合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従ひ国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

3 締約国は、この条約への署名、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができ、他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において同規定に拘束されない。

4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対して通告を行うことにより、いつでもその宣言を撤回することができる。

第二十八条 署名

この条約は、二千七年一月十七日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第二十九条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第三十条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十一条 廃棄

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ただし、この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であつて、関係国のいずれかについて廃棄

が効力を生ずる日前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、引き続き適用する。

3 廃棄は、この条約に定める義務のうちこの条約との関係を離れ国際法に従つて負うこととなる義務を履行する締約国の責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十二条 寄託者及び通告

1 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として、すべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) この条約への署名並びに第二十九条及び前条の規定に従つて行われる批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託又は廃棄の通告

(b) 第三十条の規定に従ひこの条約が効力を生ずる日

(c) この条約に関連する行為、通告又は通報

第三十三条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、二千五年一月十七日にニューヨークにある国際連合本部で署名のために開放されたこの条約に署名した。

附属書

解

この附属書は、この条約の特定の規定に関する了解を定めることを目的とするものである。

第十条の規定に関する了解

第十条に規定する「免除」とは、この条約全体の文脈により了解される。

同条3の規定は、「法人格の否認」の問題、国营企業その他の国によつて設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。

第十一条の規定に関する了解

第十一条2(d)に規定する雇用主である国の「安全保障上の利益」とは、国家の安全保障並びに外交使節団及び領事機関の安全に関する事項を主として意図したものである。

千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第四十一条及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第五十五条の規定に基づき、これらの規定にいうすべての者は、接受国の法令(労働諸法令を含む。)を尊重する義務を有する。また、接受国は、千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第三十八条及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第七十一条の規定に基づき、外交使節団又は領事機関の任務の遂行を不当に妨げないような方法によつて裁判権を行使する義務を有する。

第十三条及び第十四条の規定に関する了解

「決定は、保護される権利の存否についての確認又は検証のみでなく、当該権利の実体(当該権利の内容、範囲及び程度を含む。)の評価も意味するものとして用いる。

第十七条の規定に関する了解

「商業的取引」には、投資に関する事項を含む。

第十九条の規定に関する了解

第十九条(c)に規定する「団体」とは、独立した法人格としての国家又は連邦国家の構成単位、国家の行政区画、国家の機関若しくは下部機関若しくは他の団体であつて、独立した法人格を有するものをいう。

同条(c)に規定する「団体と関係を有する財産」とは、所有され、又は占有される財産よりも広範なものと了解される。

同条の規定は、「法人格の否認」の問題、国营企業その他の国によつて設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求め
るの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国及びその財産については、かつては、すべて無条件に他の国の裁判所の裁判権からの免除を認める「絶対免除主義」が一般的に受け入れられた国際的な規則であつたが、現在、国の商業的な行為に関しては免除を認めないとする「制限免除主義」が多くの国において採用されている。しかし、具体的にいかなる範囲まで免除が認められるかについての国際的な規則が確立されていないため、昭和五十二年、国際連合総会は国際連合国際法委員会に免除に関する国際法規則の作成を検討するよう勧告し、同委員会等における審議の後、平成十六年十二月二日、国際

連合総会において本条約が採択された。

本条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的な範囲等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用すること。

2 この条約の適用上、「国」とは、国家及びその政府の諸機関、連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であつて、主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの等を行うこと。

3 物品の販売等の契約又は取引が「商業的取引」であるかを決定するに当たっては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとすること。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合等には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとすること。

4 いずれの国も、本条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有すること。

5 いずれの国も、国際的な合意等により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができないこと。

6 いずれの国も、自国以外の国の自然人又は

法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができないこと。

7 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であつて、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それらについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができないこと。

8 いずれの国の財産に対するいかなる判決前又は判決後の強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、特定の規定に関する了解を定めている。
本条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

我が国が本条約を締結することは、この分野における国際的な規則の確立を促進し、及び私人が本条約の締約国である外国との間で行う取引等の法的な安定性を高めること等に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認す

べきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年五月八日

外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものである。拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたつて同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を有している。我が国がこの条約を締結することは、拉致を含む強制失踪に立ち向かう我が国の強い意思を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

強制失踪からのすべての者の保護に関する
国際条約

前文

この条約の締約国は、
諸国が国際連合憲章に基づき人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を負っていることを考慮し、
世界人権宣言に留意し、
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに人権、人道法及び国際的な刑事法の分野における他の関連する国際文書を想起し、
また、国際連合総会が千九百九十二年十二月十八日の国際連合総会決議第百三十三号(第四十七回会期)において採択した強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言を想起し、
強制失踪が極度の重大性を有するものであって、それが犯罪を構成し、及び国際法に定める特定の場合には人道に対する犯罪を構成することを認識し、
強制失踪を防止すること及び強制失踪犯罪について処罰を免れることがないように取り組むことを決意し、
すべての者が強制失踪の対象とされない権利を有すること並びに被害者が司法手続及び賠償についての権利を有することを考慮し、
被害者が強制失踪の状況及び失踪者の消息についての真実を知る権利を有すること並びにこのために情報を求め、受け、及び伝える自由についての権利を有することを確認して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

1 いずれの者も、強制失踪の対象とされない。

2 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他の公の緊急事態であるか否かにかかわらず、いかなる例外的な事態も強制失踪を正当化する根拠として援用することはできない。

第二条

この条約の適用上、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由の剥奪を行う行為であつて、その自由の剥奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。

第三条

締約国は、国の許可、支援又は黙認を得ることなく行動する個人又は集団が行った前条に規定する行為を調査し、かつ、それらについて責任を有する者を裁判に付するために適当な措置をとる。

第四条

締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとる。

第五条

強制失踪の広範又は組織的な実行は、適用可能な国際法に定める人道に対する犯罪を構成し、及び当該適用可能な国際法の定めるところにより決せられた結論を引き受けなければならない。

第六条

1 締約国は、少なくとも次の(a)及び(b)に掲げる者に刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとる。

(a) 強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者

(b) 上官であつて次のすべての条件を満たすもの

(i) 自己の実質的な権限及び管理の下にある部下が強制失踪犯罪を行つており、若しくは行おうとしていることを知っており、又はこれらのことを明らかに示す情報を意識的に無視したこと。

(ii) 強制失踪犯罪に関係する活動について実質的な責任を有し、及び管理を行つたこと。

(iii) 強制失踪の実行を防止し、若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつたこと。

(c) (b)の規定は、軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者に対して関連する国際法の下で適用される責任の一層高い基準の適用を妨げるものではない。

2 公的機関、文民、軍人その他の者によるいかなる命令又は指示も、強制失踪犯罪を正当化する根拠として援用することはできない。

第七条

1 締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

2 締約国は、

(a) 刑を減輕する情状を定めることができるものとし、特に、強制失踪の実行に関係した者が、失踪者の生還に効果的に貢献し、又は強制失踪に係る事件を明らかにすること若しくは強制失踪の加害者を特定することを可能とした場合には、これを刑を減輕する情状とすることができる。

(b) 他の刑事手続に影響を及ぼすことなく刑を加重する情状を定めることができるものとし、特に、失踪者が死亡した場合又は妊婦、未成年者、障害者その他の特に弱い立場にある者を対象として強制失踪を実行した場合に、これを刑を加重する情状とすることができる。

第八条

1 強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、第五条の規定の適用を妨げることなく、刑事手続の時効期間に関して次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 長期間にわたるものであり、かつ、この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること。

(b) 強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終わつた時から起算すること。

第九条

1 締約国は、第五条の規定の適用を妨げることなく、強制失踪の被害者が時効期間内において効果的な救済措置についての権利を有することを保障する。

第十条

1 締約国は、次の場合において強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

(a) 当該犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶内若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

(c) 失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して

自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、1の規定と同様に、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される追加的な刑事裁判権を排除するものではない。

第十条

1 強制失踪犯罪の容疑者が領域内に所在する締約国は、自国が入手することのできる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確実にするために必要な抑留その他の法的措置をとる。これらの措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとし、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡し若しくは引渡しの手続において当該容疑者の所在を確実にしておくことが必要な期間に限って維持することができる。

2 1に規定する措置をとった締約国は、事実を認定するために予備調査又は捜査を直ちにを行う。当該締約国は、前条1に規定する締約国に対し、1の規定に基づいてとった措置（容疑者の抑留及びその抑留が正当とされる状況を含む。）及び予備調査又は捜査の結果を通報するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図の有無を明らかにする。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国の最寄りの適当な代表と又は当該者が無国籍者である場合には当該者が通常居住している国の代表と直ちに連絡を取ることができる。

第十一条

1 強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある

領域内で発見された締約国は、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 1に規定する当局は、自国の法令の下での通常の重大な性質を有する犯罪の場合と同様の方法により決定を行う。第九条2に規定する場合における訴追及び有罪判決に必要な証拠の基準は、同条1に規定する場合において適用される基準よりも緩やかなものであつてはならない。

3 自己に対して強制失踪犯罪に関する訴訟手続がとられている者は、当該訴訟手続のすべての段階において公正な取扱いを保障される。強制失踪犯罪について裁判を受ける者は、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所において公正な裁判を受ける。

第十二条

1 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされたと訴える個人がその事実を権限のある当局に報告する権利を有することを確保する。当該当局は、申立てを迅速かつ公平に検討し、及び必要な場合には十分かつ公平な調査を遅滞なく行う。必要な場合には、申立てを行った者、証人、失踪者の親族及びその弁護士並びに調査に参加する者を当該申立て又は証拠の提供の結果生ずるすべての不当な取扱い又は脅迫から保護することを確保するために適当な措置をとる。

2 ある者が強制失踪の対象とされたと信ずるに足る合理的な理由がある場合には、1に規定する当局は、正式な申立てがなされていないときであっても、調査を行う。

3 締約国は、1に規定する当局について次のこ

とを確保する。

(a) 調査を実効的に行うために必要な権限及び財源（調査に関連する文書その他の情報を入力する機会を有するためのものを含む。）を有していること。

(b) 拘禁されている場所その他失踪者が所在していること信ずるに足る合理的な理由のある場所への立入りが認められていること。司法当局の事前の許可が必要とされる場合には、当該司法当局は、速やかにその事案についての決定を行う。

4 締約国は、調査の実施を妨げる行為を防止し、及びこれについて制裁を科するために必要な措置をとる。締約国は、特に、強制失踪犯罪の容疑者が、申立てを行った者、証人、失踪者の親族若しくはその弁護士又は調査に参加する者に対する圧力又は脅迫行為若しくは復讐行為という手段によって調査の進展に影響を及ぼすことがないことを確保する。

第十三条

1 強制失踪犯罪は、締約国間における犯罪人引渡しに関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。このため、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に係ることのみを理由として犯罪人引渡しの請求を拒否することはできない。

2 強制失踪犯罪は、この条約が効力を生ずる前に締約国間に存在するすべての犯罪人引渡条約において引渡犯罪とみなす。

3 締約国は、締約国間で後に締結する犯罪人引渡条約において強制失踪犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約

国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。

5 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で強制失踪犯罪を引渡犯罪と認める。

6 犯罪人引渡しは、すべての場合において、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑罰に関する要件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができ、又は一定の条件に従って行うことができる理由に関する条件を含む。

7 この条約のいかなる規定も、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国が、当該請求が性別、人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは特定の社会的集団の構成員であることを理由として当該請求の対象となる者を訴追し、若しくは処罰するために行われたと信じ、又は当該請求に応ずることにより当該者がこれらの理由によって害されると信ずるに足る実質的な根拠がある場合には、引渡しを行う義務を課するものと解してはならない。

第十四条

1 締約国は、強制失踪犯罪についてとられる刑事訴訟手続に限り、最大限の法律上の援助（当該刑事訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することのできるすべての証拠の提供を含む。）を相互に与える。

2 1に規定する法律上の相互援助は、請求を受けた締約国の国内法令に定める条件又は法律上

の相互援助に関する適用可能な条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、請求を受けた締約国が法律上の相互援助の供与を拒否することができ、又は条件に従って行うことができる理由に関する条件を含む。

第十五条

締約国は、強制失踪の被害者を援助するため、失踪者を捜索し、発見し、及び解放し、並びに失踪者が死亡した場合には、その遺体を発掘し、特定し、及び返還するに当たり、相互に協力し、かつ、最大限の援助を与える。

第十六条

1 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある他の国へ当該者を追放し、若しくは送還し、又は当該者について犯罪人引渡しを行ってはならない。

2 権限のある当局は、1に規定する理由の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情（該当する場合には、重大、明らか若しくは大規模な人権侵害又は国際人道法の著しい違反についての一貫した傾向が関係する国において存在することを含む。）を考慮する。

第十七条

1 いずれの者も、秘密拘禁の状態に置かれな

2 締約国は、自由のはく奪に関して自国が負う他の国際的な義務に影響を及ぼすことなく、自国の法令において次のことを行う。

- (a) 自由のはく奪を命ずるための条件を定めること。
- (b) 自由のはく奪を命ずることが認められた当局を明示すること。
- (c) 自由をはく奪された者が、公認され、及び

監督された拘禁施設においてのみ拘禁されることを保障すること。

(d) 自由をはく奪された者が、法令に定める条件にのみ従うことを条件として、家族、弁護人その他の自己が選択した者と連絡を取り、及びその訪問を受け、又は当該自由をはく奪された者が外国人である場合には、適用可能な国際法に従い、当該自由をはく奪された者の国の領事当局と連絡を取ることが認められることを保障すること。

(e) 権限のある、かつ、法律上認められた当局及び機関が、必要な場合には司法当局による事前の許可を得て、自由をはく奪された者が拘禁されている施設に立ち入ることができることを保障すること。

(f) 裁判所が自由のはく奪の合法性について遅滞なく決定し、当該自由のはく奪が合法的でない場合には解放を命ずることができるようにするため、自由をはく奪された者又は強制失踪の疑いがある場合には自由をはく奪された者がその権利を行使することができないので正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護士）が、あらゆる事態において、裁判所において手続をとる権利を有することを保障すること。

3 締約国は、自由をはく奪された者に関する一又は二以上の最新の公的な登録簿又は記録を取りまとめ、及び保管することを確保する。当該登録簿又は記録については、当該締約国の法令又は当該締約国が当事国である関連する国際的な法的文書により認められた司法当局その他の権限のある当局又は機関が、それらの要請により、速やかに利用することができるようにす

る。当該登録簿又は記録に含まれる情報には、少なくとも次に掲げる事項を含める。

- (a) 自由をはく奪された者を特定する事項
- (b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びにその者の自由をはく奪した当局を特定する事項
- (c) 自由のはく奪を命じた当局及び自由のはく奪を命じた理由
- (d) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局
- (e) 拘禁施設の場合、拘禁施設へ収容した日時及び当該拘禁施設について責任を有する当局
- (f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項
- (g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合には、その状況及び死因並びに遺体の搬送先日時、その移送先及びその移送について責任を有する当局

第十八条

1 締約国は、次条及び第二十条の規定に従うことを条件として、正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護士）に対して少なくとも次に掲げる情報を入手する機会を保障する。

- (a) 自由のはく奪を命じた当局
- (b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びに拘禁施設へ収容された日時及び当該拘禁施設の場合
- (c) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局
- (d) 自由をはく奪された者の所在（他の拘禁施設へ移送された場合には、その移送先及びその移送について責任を有する当局を含む。）

- (e) 解放した日時及び場所
- (f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項
- (g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合には、その状況及び死因並びに遺体の搬送先

2 1に規定する者及び調査に参加する者については、必要な場合には、自由をはく奪された者に関する情報を求めた結果として生ずる不当な取扱い、脅迫又は制裁から保護するために適当な措置がとられなければならない。

第十九条

1 失踪者の捜索の枠組みにおいて収集され、又は伝達された個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）については、当該失踪者の捜索以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。このことは、強制失踪犯罪に関する刑事手続における当該情報の利用又は賠償を受ける権利の行使を妨げるものではない。

2 個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）の収集、処理、利用及び保管は、個人の権利若しくは基本的自由又は人間の尊厳を侵害してはならず、又は侵害する効果を有してはならない。

第二十条

1 自由をはく奪された者が法律の保護の下に置かれ、かつ、当該者についての自由のはく奪が司法による監督を受けている場合に限り、適用可能な国際法及びこの条約の目的に適合する範囲において、例外的に、第十八条に規定する情報についての権利を制限することができる。ただし、当該権利の制限が、真に必要であり、かつ、法令によって規定されている場合であつて、当該情報の伝達が当該者のプライバシー若しくは安全に悪影響を及ぼし、若しくは刑事捜

査の妨げとなり、又は法令に基づく他の同等の理由があるときに限る。いかなる場合にも、同条に規定する情報についての権利の制限が第二条に定める行為を構成し、又は第十七条1の規定に違反し得るときは、当該制限を行つてはならない。

2 締約国は、個人の自由のはく奪の合法性についての考慮を妨げることなく、第十八条1に規定する者に対し、同条1に規定する情報を遅滞なく入手するための手段として、迅速かつ効果的な司法上の救済措置についての権利を保障する。この救済措置についての権利は、いかなる事態においても、停止され、又は制限されてはならない。

第二十一条 締約国は、自由をはく奪された者について、当該者が実際に解放されたことが確実に確認し得る方法によつて解放されることを確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、国内法令に基づいてそれらの者が課され得るいかなる義務にも影響を及ぼすことなく、当該者の身体が健全であること及び解放された時に自己の権利を十分に行使する能力があることを保障するために必要な措置をとる。

第二十二條 締約国は、第六条の規定の適用を妨げることなく、次の行為を防止し、及びこれについて制裁を科するために必要な措置をとる。

- (a) 第十七条2(f)及び第二十条2に規定する救済措置を遅延させ、又は妨害すること。
- (b) いずれかの者についての自由のはく奪を記録しないこと又は公的な登録簿について責任を有する職員が不正確であると知っていた若しくは知っていると知っていた情報記録すること。

ること。

(c) いずれかの者についての自由のはく奪に関する情報を提供するための法的要件を満たしているにもかかわらず、当該情報の提供を拒否すること又は不正確な情報を提供すること。

第二十三條

1 締約国は、次の目的のため、この条約の関連する規定に関して必要な教育及び情報が、自由をはく奪された者の身体の拘束又は取扱いに關与する法執行の職員(文民であるか軍人であるかを問わない)、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に取り入れられることを確保すること。

(a) これらの職員の強制失踪への関与を防止すること。

(b) 強制失踪に關して防止及び調査の重要性を強調すること。

(c) 強制失踪に係る事件を解決する緊急の必要性が認識されていることを確保すること。

2 締約国は、命令又は指示であつて、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励するものが禁止されていることを確保する。締約国は、そのような命令に従うことを拒否した者が処罰されないことを保障する。

3 締約国は、1に規定する者であつて、強制失踪が実行された又は計画されていると信ずるに足りる理由を有するものが、その上官及び必要な場合には検討又は救済措置に関する権限を与えられた適当な当局又は機関に対し、その事案を報告することを確保するために必要な措置をとる。

第二十四條

1 この条約の適用上、「被害者」とは、失踪者及び

び強制失踪の直接の結果として被害を受けた個人をいう。

2 被害者は、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有する。締約国は、この点に關して適当な措置をとる。

3 締約国は、失踪者を捜索し、発見し、及び解放し、並びに失踪者が死亡した場合には、その遺体を発見し、尊重し、及び返還するため、すべての適当な措置をとる。

4 締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。

5 4に規定する被害回復を受ける権利は、物的及び精神的な損害を対象とし、適当な場合にはその他の形態の被害回復(例えば次に掲げるもの)について適用する。

- (a) 現状回復
- (b) リハビリテーションの提供
- (c) 救済(尊厳及び信用の回復を含む)
- (d) 再発防止の保証

6 締約国は、失踪者の消息が明らかになるまでの間調査を継続する義務に影響を及ぼすことなく、消息が明らかでない失踪者及びその親族の社会保障、財政事項、親族法、財産権等の分野における法的地位に關し、適当な措置をとる。

7 締約国は、強制失踪の状況及び失踪者の消息を確認し、並びに強制失踪の被害者を援助することを目的とする組織及び団体を設立し、並びにこれに自由に参加する権利を保障する。

第二十五條

1 締約国は、次のことを防止し、及び自国の刑事法に基づいて処罰するために必要な措置をとる。

る。

(a) 強制失踪の対象とされた児童、父母若しくは法定保護者が強制失踪の対象とされた児童又は強制失踪の対象とされた母が拘禁されている間に生まれた児童を不当に移動させること。

(b) (a)に規定する児童の真正な身元関係事項を証明する文書を偽造し、隠匿し、又は廃棄すること。

2 締約国は、法的手続及び適用可能な国際協定に従い、1(a)に規定する児童を捜索し、及び特定し、並びにそれらの児童を本来の家族に戻すために必要な措置をとる。

3 締約国は、1(a)に規定する児童を捜索し、特定し、及び発見するに当たり、相互に援助すること。

4 1(a)に規定する児童の最善の利益を保護する必要性並びに当該児童が法令によつて認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持し、又は回復する権利を保護する必要性を考慮し、児童の養子縁組の制度その他児童の委託の制度を認める締約国は、養子縁組又は委託の手続を再検討するための、及び適当な場合には、強制失踪に起因する児童の養子縁組又は委託を無効とするための法的手続を有するものとする。

5 すべての場合において、特にこの条に關連する事項については、児童の最善の利益が主として考慮されるものとし、自己の意見を形成する能力のある児童は、自由に自己の意見を表明する権利を有する。この場合において、児童の意見は、当該児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。

第二部

第二十六条

1 強制失踪に関する委員会(以下「委員会」という。)を、この条約に定める任務を遂行するために設置する。委員会は、徳望が高く、かつ、人権の分野において能力を認められた十人の専門家により構成される。これらの専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、独立の、かつ、公平なものである。委員会の委員については、締約国が衡平な地理的配分に基づいて選出するものとし、関連する法律関係の経験を有する者の委員会の活動への参加が有益であること及び性別に関して均衡のとれた形で代表されることに妥当な考慮を払う。

2 委員会の委員は、国際連合事務総長により選挙のために招集される二年ごとの締約国の会合において、締約国によりその国民の中から指名された者の名簿の中から、秘密投票により選出される。これらの会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、このようにして指名された者のアルファベット順による名簿(各候補者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、これをすべての締約国に送付する。

4 委員会の委員は、四年の任期で選出され、一

回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち五人の委員(これらの委員は、最初の選挙の後直ちに、2に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。)の任期は、二年で終了する。

5 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、当該委員を指名した締約国は、1に定める基準に従い、締約国の過半数の承認が得られることを条件として、自国の国民の中から当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の候補者を任命する。その任命については、国際連合事務総長がこれを通報した後六週間以内に締約国の二分の一以上が反対しない限り、必要な承認が得られたものとする。

6 委員会は、その手続規則を定める。

7 国際連合事務総長は、委員会に対し、その任務を効果的に遂行するために必要な手段、職員及び便益を提供する。同事務総長は、委員会の最初の会合を招集する。

8 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連する規定に定める国際連合のための任務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

9 締約国は、自国が受け入れた委員会の任務の範囲内で、委員会と協力し、及び委員の職務の遂行を支援する。

第二十七条

この条約の効力発生後四年を経過した時からこの条約の効力発生後六年の期間が満了する時までの間に締約国会議を開催する。締約国会議は、委員会の任務の遂行を評価するものとし、第四十四条2に定める手続に従い、すべての可能性を排除することなく、次条から第三十六条までに定める

任務に従って行われるこの条約の監視を他の機関に移譲することが適当か否かを決定する。

第二十八条

1 委員会は、この条約により与えられた権限の枠組みにおいて、国際連合のすべての関連する内部機関、事務所、専門機関及び基金、国際文書により設置された条約上の機関、国際連合の特別手続、関連する地域的な政府間の機関又は団体並びに強制失踪からすべての者を保護するために活動するすべての関連する国家機関又は国の団体若しくは事務所と協力する。

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、人権についての関連する国際文書によって設置された他の条約上の機関、特に市民的及び政治的権利に関する国際規約によって設置された人権委員会との間で、それぞれの見解及び勧告の整合性を確保するために協議する。

第二十九条

1 締約国は、自国がこの条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 国際連合事務総長は、1に規定する報告をすべての締約国が入手することができるようにする。

3 委員会は、1に規定する報告を検討するものとし、適当と認める意見、見解又は勧告を提示する。これらの意見、見解又は勧告は、関係締約国に送付されるものとし、当該関係締約国は、自己の発意により又は委員会の要請により、当該意見、見解又は勧告に回答することができる。

4 委員会は、締約国に対し、この条約の実施に関する追加的な情報の提供を要請することができる。

きる。

第三十条

1 失踪者を捜索し、及び発見すべきであるとの要請については、緊急に処理を要する事項として、当該失踪者の親族、その法律上の代理人又は弁護人、当該親族により認められた者その他の正当な利益を有する者が委員会に提出することができる。

2 委員会は、1の規定に基づいて提出された緊急の措置の要請が次のすべての要件を満たしていることと認める場合には、関係締約国に対し、捜索の対象となる者の状況に関する情報を委員会が定める期限内に提供するように要請する。

- (a) 根拠を欠くことが明白でないこと。
- (b) そのような要請を提出する権利の濫用とならないこと。
- (c) 当該関係締約国の権限のある機関(例えば、捜査が行われる可能性がある場合においては、捜査を行うことが認められている機関)に既に適切に提出されていること。
- (d) この条約の規定と両立しないものでないこと。
- (e) 同一の事案が同様の性質を有する他の国際的な調査又は解決の手続によって現在検討されていないこと。

3 委員会は、2の規定に従って関係締約国により提供された情報に照らし、当該関係締約国に対して勧告(当該関係締約国がこの条約に従って捜索の対象となる者を発見し、及び保護するために並びに事態の緊急性を考慮に入れてとった措置を特定の期間内に委員会に報告するために必要なすべての措置(暫定的な措置を含む。)をとるべきであるとの要請を含む。)を送付することができる。委員会は、緊急の措置の要請を

提出した者に対し、勧告及び当該関係締約国により提供された情報が提供可能となったときは当該情報を通知する。

4 委員会は、捜索の対象となる者の消息が判明しない限り、関係締約国と共に活動する努力を継続する。要請を提出した者は、引き続き情報を知らされる。

第三十一条

1 締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であつて自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のために行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することが出来る。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

2 委員会は、次のいずれかの場合には、通報を受理することができないものとする。

(a) 当該通報が匿名のものである場合

(b) 当該通報がそのような通報を行う権利の濫用となるか又はこの条約の規定と両立しない場合

(c) 同一の事案が同様の性質を有する他の国際的な調査又は解決の手續によつて現在検討されている場合

(d) 効果的に利用し得るすべての国内的な救済措置が尽くされていない場合。ただし、救済措置の実施が不当に遅延するときは、この限りでない。

3 委員会は、通報が2の規定により受理することが出来るものであると認める場合には、当該通報を関係締約国に送付し、当該関係締約国に対して委員会が定める期限内に見解及び意見を提出するよう要請する。

4 委員会は、通報を受領した後本案についての決定を行うまでの間はいつでも、当該通報に係る違反の被害者が回復不能な損害を受ける可能性を回避するために関係締約国が必要な暫定的な措置をとるよう求める要請を、当該関係締約国に緊急に検討させるために送付することが出来る。委員会がこのような裁量権を行使することとは、当該通報を受理し得るか否かについての決定又は当該通報に関する本案についての決定を意味するものではない。

5 委員会は、この条の規定に基づいて通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。委員会は、通報を行った者に対し、関係締約国が提出した回答を通知する。委員会は、手続の終了を決定した場合には、その見解を当該関係締約国及び当該通報を行った者に送付する。

第三十二条

この条約の締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によつて履行されていない旨を主張するいづれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することが出来る。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報及び宣言を行っていない締約国からの通報を受理してはならない。

第三十三条

1 委員会は、いづれかの締約国がこの条約の規定に著しく違反していることを示す信頼し得る情報を受領した場合には、当該締約国と協議した上で、一人又は二人以上の委員に対し、当該締約国を訪問し、かつ、委員会へ遅滞なく報告するよう要請することが出来る。

2 委員会は、1に規定する締約国に対し、訪問を行う意図をその代表団の構成及び訪問の目的とともに書面により通報する。当該締約国は、合理的な期間内に委員会に回答する。

3 委員会は、1に規定する締約国からの裏付けられた要請に基づき、訪問の延期又は中止を決定することが出来る。

4 1に規定する締約国が訪問に同意した場合に、委員会及び当該締約国は、当該訪問の態様を定めるために共同で作業するものとし、また、当該締約国は、委員会にその訪問が成功裡に完了するために必要なすべての便宜を与える。

5 訪問の後、委員会は、その見解及び勧告を1に規定する締約国に送付する。

第三十四条

委員会は、いづれかの締約国の管轄の下にある領域内において強制失踪が広範又は組織的に実行されていることが十分な根拠をもって示されていると認める情報を受領した場合には、当該締約国に対しその状況についてのすべての関連する情報を求めた後、国際連合事務総長を通じて、早急にその事案について国際連合総会の注意を喚起することが出来る。

第三十五条

1 委員会は、この条約の効力発生後に開始された強制失踪についてのみ権限を有する。

2 この条約の効力発生後にいづれかの国が締約国となる場合には、委員会に対して当該国が負う義務は、この条約が当該国について効力を生じた後に開始された強制失踪に関するものに限る。

第三十六条

1 委員会は、この条約に基づく活動に関する年

次報告を締約国及び国際連合総会に提出する。

2 締約国は、年次報告において自国に関する見解が公表される前に、あらかじめ通報を受けるものとし、回答のための合理的な期間を与えられる。当該締約国は、当該年次報告において、自国の意見又は見解が公表されるよう要請することが出来る。

第三部

第三十七条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて強制失踪からのすべての者の保護に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第三十八条

1 この条約は、すべての国際連合加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、すべての国際連合加盟国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第三十九条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し、又は加入する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十条

国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国

及びこの条約に署名し、又は加入したすべての国に對し、次の事項を通報する。

(a) 第三十八条の規定による署名、批准及び加入

(b) 前条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

第四十一条

この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第四十二条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて、交渉又はこの条約に明文の規定がある手続によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 いずれの国も、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第四十三条

この条約は、国際人道法の規定(千九百四十九年八月十二日の四のジュネーヴ諸条約及び同諸条約の千九百七十七年六月八日の二の追加議定書の締約国の義務を含む。)の適用を妨げるものではなく、また、国際人道法の対象とされていない状況

において赤十字国際委員会による拘禁施設の訪問を締約国が許可する機会に影響を及ぼすものではない。

第四十四条

1 この条約のいずれの締約国も、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、この条約の締約国に對して改正案を直ちに送付するものとし、当該改正案についての審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を同事務総長に示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。

2 会議に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正案は、受諾のため、国際連合事務総長によりすべての締約国に送付される。

3 2の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国の三分の二がそれぞれの国の憲法上の手続に従つて当該改正を受諾した時に、効力を生ずる。

4 改正が効力を生じたときは、当該改正は、それを受諾した締約国を拘束するものとし、その他の締約国は、改正前のこの条約の規定(自国が受諾した従前の改正を含む。)により引き続き拘束される。

第四十五条

1 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

2 国際連合事務総長は、この条約の認証謄本を第三十八条に規定するすべての国に送付する。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

千九百七十年代、主に軍事政権下の中南米諸国において、一般の市民等が国家権力により身体を不法に拘禁され、秘密裡に拘禁される例が見られた。このことに對する反省から国家によるこのような不法な拘禁を禁止するとともに、このような犯罪を強制失踪犯罪としてこれを行った個人を処罰することにより、再発を効果的に防止するための新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。このような状況の下、平成十三年、国際連合人権委員会において、強制失踪的文書作業部会の設置が決議され、同作業部会は、平成十五年から五回の公式会合を開催し、平成十七年九月の第五回公式会合において本条約の案文についての基本合意に至った。平成十八年十二月、第六十一回国際連合総会において本条約が採択されたことを受け、パリにおいて開催された平成十九年二月六日の署名式典で、我が国は本条約に署名した。

本条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 いずれの者も、強制失踪の対象とされないこととし、この条約の適用上、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であつて、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息

若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものを行うこと。

2 締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとるとともに、強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者について、刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとること。

3 締約国は、(1)強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内等で行われる場合、(2)容疑者が自国の国民である場合、(3)失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合、(4)容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、国際刑事法廷に對して当該容疑者の引渡しを行わないとき、当該犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとるとともに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託すること。

4 締約国は、自国の法令において、自由のはく奪を命ずるための条件を定め、自由のはく奪を命ずることが認められた当局を明示するとともに、自由をはく奪された者が公認・監督された拘禁施設においてのみ拘禁されることが、自由をはく奪された者が家族及び弁護人等と連絡を取り、及びその訪問を受けることが認められること等を保障すること。

5 強制失踪の被害者は、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有するものとし、締約国は、被害者が被害回復を受ける権利及び迅

速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有すること。自国の法制において確保すること。

6 強制失踪に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会は、自国がこの条約に基づく義務を履行するためにとつた措置に關し締約国が提出する報告を検討するものとし、適当と認める意見、見解又は勧告を提示すること等の任務を行うこと。

なお、我が国は、この条約の締結に際して、この条約に基づく義務が我が国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨の宣言を行うことを予定している。

本条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、拉致を含む強制失踪に立ち向かう我が国の強い意思を国際社会に示すとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十一年五月八日

外務委員長 河野 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円